

## 【会議録】

主 題 令和7年度 第2回つくばみらい市障がい者支援協議会

- 日 時：令和8年2月9日（月）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室
- 出席委員：原口朋子委員、大久保安雄委員、君嶋俊樹委員、山迫美晴委員  
賀内洋介委員、宮本瞳委員、石田奈津子委員、安河内崇代委員  
荒井栄司委員、間宮正孝委員、金子優花委員、小谷野卓巳委員、  
柴山亮委員（代理出席） 以上13名
- 欠席委員：菊池芳江委員 以上1名
- 事務局：社会福祉課 倉持課長補佐、加瀬主査（進行）、兼重主事、齊藤主事
- 傍聴人：1名

全体会開会（午後2時00分）

### 1. 開会

### 2. 委員紹介

### 3. 議事（会長が議長となる）

#### （1）就労継続支援の在宅支援について

#### 【事務局説明】

#### 【質疑・応答】

委員1：支給決定している方が実際にいるか。

事務局：在宅を希望される方がいるということで事業所から相談を受けることがある。そのような時は、相談支援専門員と相談し、内容を確認したうえで、サービス等利用計画書に在宅利用を記入してもらって利用している方が数名いる。

委員1：市外の事業所が多いか。

事務局：IT系の作業を行う市外の事業所が多い。

委員2：グループホームの立場から意見すると、部屋の中にひきこもっていると、調子が悪くなってしまう。できれば外に出てもらいたい。通所の支給決定は相談員と通所先で決まることがあるが、グループホームの職員もその場に入れてもらえればありがたい。就労移行支援の場合は、通いになることが多いと思われるがどうか。

事務局：最近では、就労移行支援の事業所でも在宅勤務を希望する事業所はある。

委員3：県内はそれほど多くないが、都内ですと在宅ワークが増えてきており、希望者も増えている。在宅ワークの場合、在宅だからこそ自分の生活がコントロールでき

ることがすごく大事だと思う。訪問に行ったりしても、部屋が片付いていなかったりする人もいますので、事業所で在宅ワークを進めていくときには、生活の部分のところにも関わってもらわないと、次のステップに行きにくいので、計画の中に盛り込むことで、次のステップにつながるのではないかと思います。

議長：仕事だけではなく、いかに生活リズムを作っていくことが大切か、安易に在宅ワークに向かないようにすることも大切だと思った。

委員4：例えば月曜日から金曜日の週5日間の通所を想定して、利用を開始した方で、情緒面が不安定になってしまった時は、事前に在宅支援を相談していなくても、数日間在宅勤務はできるのか。

事務局：事業所と本人とで決めるのではなく、相談支援専門員を入れて相談してもらいたい。

委員4：今日の明日のような利用は難しいということか。

事務局：風邪をひいて、数日で落ち着くようであれば、休んでもらうべきであり、通所が出来ないという状況が続くようであれば、相談支援専門員と共有してもらい、利用してもらうことになる。今日は行けなそうだから、在宅に切り替える、のような利用については認めていない。

委員4：情緒不安定の特性があるときは、事前に相談支援専門員と情報共有して、計画に盛り込んでもらうということか。

事務局：その通りである。事前に相談支援専門員と相談の上、計画に盛り込んでもらいたい。

委員5：在宅勤務については、市によって取扱いが違う。認めないところもある。その方の体調等の事情もある中で少しでも仕事ができればというものがあつたので、市によっては大変だなと感じている。

委員6：在宅勤務については、今に始まった話ではないので、運営規定に盛り込んでいるので、事前の話はできている。本人の状況をよく把握してうえで、在宅勤務を検討していたが、コミュニケーションも重要と考え、できる限り通所をしてもらうようにしている。例えば、一日働けなくでも、半日だけとか、在宅勤務を行うとか、その人の希望に応じた対応を行うようにしている。パソコンとかデータ入力とかであれば在宅でもできるので、できる限り進めていきたい。

委員7：実際のところ、在宅支援を行っている事業所で、中味がないところもあるのではなかろうか。パソコン関係なら在宅でもできるし、事業所でも作業を自宅に持って帰って、一日完成品が何個できたとかはやっているが、畑にいただけで在宅支援にしているとか線引きが難しいと感じている。送迎に行けないから、この人を在宅にするとかしているのも事実としてある。どのように線引きしていくかが今後の課題である。

委員8：事前に計画案に在宅勤務をいれておけば、急な在宅勤務は可能なのか確認したい。

事務局：本人の体調もあるが、体調が悪い時は在宅勤務と位置付けるのではなく、週2～3回は在宅勤務、週1回は通所するといったスケジュールに沿った利用をしてもらいたい。体調が悪い時は、仕事を休むといったことになってくると考える。本人から「体調が悪いから」と連絡が入り、急遽在宅勤務にした、ということは市では認められない。

委員9：自宅で過ごしている環境を目の当たりにしていると、果たして自宅で就労できる環境なのか、とってしまうような方も多数いる。自分の生活環境もままならないのに、仕事ができるのか。相談支援専門員に入ってもらって、どのような環境が一番いいのか考えていってもらえたらいいと思う。通所できれば通所するのがいいので、情報交換しながらできればいいと思う。

委員10：テレビとかで紹介している在宅勤務は、肢体不自由の方が多いので、そのようなことも想定しての制度だと思っている。相談支援専門員がなかなか見つからないという点が心配なところではある。

委員11：該当する方が、日頃どのような状況で仕事をしているかまでは把握できないので、困ったときに市役所に相談することになっている。うまく利用できる方には、どんどん利用していってもらいたい。日頃の生活リズムがきちんとできている方が対象になってくるのではないかと思っている。

委員12：ひきこもりの方は、なかなかサービスにつながらない状況がある。若い方だと、インターネットをやっている方が多いので、在宅勤務にはまっていればいい事だとは思っている。ただ、在宅の生活だけだと、薬が飲めていなかったりして、入院になる方もいる。

## (2) その他

事務局より、重層的支援体制整備事業についての説明。

### 【質疑・応答】

なし

## 4. 閉会

### 【配布資料】

- ① 会議次第
- ② 在宅利用の取扱いについて
- ③ 重層的支援体制整備事業について